

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

40 歳を過ぎて国民年金に加入したので、妻が厚生年金保険の被保険者期間も国民年金に任意加入し、1 か月でも多く国民年金保険料を納付するように心掛けた。経済的に余裕の無い時期には、必ず申請免除の手続をして、後日、追納に努めた。申立期間当時は、頻繁に市役所を訪れており、年度当初に保険料を何度かまとめて納付した記憶がある。調査の上、未納になっている 21 か月の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、その主張どおり、未納期間については過年度納付を行い、また、免除されていた期間については追納することにより、少しでも多く老齢基礎年金の受給額に反映するよう保険料納付に努めていたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、B業に従事し、一定期間の国民年金保険料をまとめて納付することが可能であるような経済状況であったことが複数の者の証言からうかがえる上、従事していた仕事の関係から、頻繁に市役所を訪れていたとの主張も不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時、年度当初に当該年度の保険料を一括納付したことが何度かあると記憶しており、社会保険庁のオンライン記録を見ると、昭和 60 年度の保険料を前納していることが確認でき、その前後数年間の納付時期及び納付期間から判断して、続く 61 年度の保険料も前納したと考えるのが自然である。

他方、申立期間後に納付が記録されている期間の納付時期をみると、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料を平成 2 年 4 月 3 日に過年度納付していることが確認でき、この納付日には申立期間の保険料は時効により納付することができず、続く昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料も 2 年 6 月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの期間は、申立人が納付を再開した時点ではすでに時効により保険料を納付することができなかつたため、保険料が未納となったものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

私の国民年金については、夫が保険料の納付や厚生年金保険からの切替手続きを行ってくれており、経済的に余裕の無い時期には、必ず申請免除の手続きをして、後日、追納するなど、未納期間が生じないように努めていたと聞いている。申立期間当時は、夫が頻繁に市役所を訪れており、夫は、年度当初に保険料を何度かまとめて納付した記憶があるとしている。調査の上、未納になっている 21 か月の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、その主張どおり、未納期間については過年度納付を行い、また、免除されていた期間については追納することにより、少しでも多く老齢基礎年金の受給額に反映するよう保険料納付に努めていたことがうかがえる。

また、申立人の保険料を納付していた夫は、申立期間当時、土地取引に関する仕事に従事し、一定期間の国民年金保険料をまとめて納付することが可能であるような経済状況であったことが複数の者の証言からうかがえる上、従事していた仕事の関係から、頻繁に市役所を訪れていたとの主張も不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、年度当初に当該年度の保険料を一括納付したことが何度かあると記憶しており、社会保険庁のオンライン記録を見ると、昭和 60 年度の保険料を前納していることが確認でき、その前後数年間の納付時期及び納付期間から判断して、続く 61 年度の保険料も前納した

と考えるのが自然である。

他方、申立期間後に納付が記録されている期間の納付時期をみると、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料を平成 2 年 4 月 3 日に過年度納付していることが確認でき、この納付日には申立期間の保険料は時効により納付することができず、続く昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料も 2 年 6 月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの期間は、申立人が納付を再開した時点ではすでに時効により保険料を納付することができなかつたため、保険料が未納となったものと考えするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人が申立期間④に勤務していたとするB社（後にC社に社名変更）は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月1日から同年5月9日まで
② 昭和37年2月27日から同年3月1日まで
③ 昭和38年11月30日から同年12月1日まで
④ 昭和43年10月21日から同年11月1日まで
⑤ 平成14年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間①から⑤について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間①②については、D社に昭和36年2月1日に入社し、退職する37年2月28日まで勤務していた。

また、申立期間③④⑤については、昭和37年3月7日からEグループの会社に勤務しており、社名変更や合併を繰り返していたが、退職する平成14年3月31日まで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③及び④について、申立人の元上司及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がEグループ会社に継続して勤務していたことが推認できる。

申立期間③について、申立人の申立期間前後の厚生年金保険の記録を見ると、申立人は、当時、同じ所在地にあったF社及びA社との間での転籍を繰り返していることが確認できる上、元上司及び複数の元同僚からは「両社の事業主は同じであり、異動の際は事業主から命令があった。」との証言があることから、申立期間③については、両社間における異動時であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、昭和38年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和38年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がB社に継続して勤務（昭和43年10月21日にG社からB社に転籍）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人の元上司であり当時の事業主から、申立人とはG社からB社を立ち上げた後も、継続して共に働き、申立人は一度も退職してはおらず、B社を立ち上げたときも、厚生年金保険の手続、保険料の控除は行っていた旨を供述していることから判断すると、申立人は、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記

録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は同年10月21日に設置されたことが確認できる上、複数の同僚の供述によれば、同社は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、D社で申立人と一緒に住み込みで働いていた元同僚は、「社長夫人から、入社して数か月後に厚生年金保険が適用となる旨の説明を受けた。」と証言している。

また、当該社長夫人も、「試用期間等の規定は、亡くなった社長が決めており詳細は不明であるが、当時は、申立人の様に若い子は入社してすぐに退職することが多かったので、試用期間を設けていたかもしれない。」と述べている。

さらに、上記証言どおり、複数の元同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社日と半年から1年くらい相違していることが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所で保管されているD社に係る被保険者名簿により、申立人の被保険者記録の資格取得日欄には「36.5.10」、資格喪失日欄には「37.2.27」及び当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失届の届出日欄には「2.28」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、D社も既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間⑤について、申立人に係る厚生年金保険資格喪失日については、H社I支社の継続会社であるJ社の回答によると、平成14年3月の社会保険料負担のこともあり、申立人からの申出により健康保険厚生年金保険及び雇用保険の喪失届は同年3月30日を退職日として、喪失届を提出したとしている。

また、K健康保険組合から提供があった申立人に係る健康保険被保険者記

録では、資格喪失日は平成 14 年 3 月 31 日であり、資格を喪失した被保険者が任意で加入する任意継続被保険者の資格取得も同日からとなっている。

さらに、職業安定所が管理している申立人に係る雇用保険の記録からも、上記と同様に平成 14 年 3 月 30 日が離職日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月1日から32年4月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を31年5月1日に、資格喪失日に係る記録を32年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を31年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から32年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年4月25日まで
② 昭和32年8月20日から同年10月1日まで

私は、昭和31年5月1日から32年4月25日までの間、A市B区のC社で運転手及び助手として輸出品、鉄、クズ、鉄板及び婚礼家具などを運搬していた。その当時、鉄板等の運送でけがをして、今もその傷が残っている。また、昭和32年8月20日から同年10月1日までの間、A市D区のE社の運転手として、F社の電化製品を大阪から東京まで運搬しており、交代で深夜運転もした。しかし、厚生年金保険の被保険者となっておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がC社での担当業務の内容（運送荷物の種類や運送先の名称）、入退職前後の状況（自動車運転免許取得の見通しがついた後に入社、次の勤務先が決定した後に退職）を詳細に覚えていること及び同僚の証言から判断すると、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が、申立人と同じく運転手又は運転助手としてC社に勤務していたと記憶している同僚4名は、いずれも申立期間当時、厚生年金保険の

加入記録がある上、そのうちの2人は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同じである旨を証言している。

さらに、配車や庶務などを担当していた当時の女性従業員は、「C社は福利厚生が充実しており、運転手及び運転助手の分け隔てなく入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、同社は従業員すべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、C社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所の記録から昭和31年5月1日から同年9月までは6,000円、同年10月から32年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が記憶しているE社の同僚の社会保険の加入時期が、申立期間より後であり、そのうち1名は申立人のことを知らないと証言している上、ほかに申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料について、具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人の資格取得日前後の被保険者台帳の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から同年9月まで
今回の年金特別便で6か月間の未納があることを知り、未納は無いと信じていた私は驚き、不信に思った。社会保険事務所で申立期間の6か月間は納付期限が過ぎており、台帳上は還付されていると聞いたが、私は還付の通知及び還付金も受け取っていないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の領収書を保管しており、国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、納付時において申立期間は時効により納付することはできないものである上、申立期間は任意加入期間のため、特例納付もできない期間であることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、申立人に係る当該国民年金保険料の領収済通知書が社会保険事務所で保管されており、同領収済通知書には申立期間の国民年金保険料については特例納付により納付されたものの特例納付ができないため還付処理されていることが、還付金額や還付決定日とともに明確に記載されている上、社会保険事務所の還付整理簿にも、同事項のほか還付請求書の受付日及び支払日が記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が無いというほかに還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び48年5月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和48年5月から51年4月まで

22歳の時、母や近所の世話人の勧めで国民年金に加入し、集金によって保険料を納付した。また、結婚後、A市に転居後も、転入届と同日に国民年金の住所変更手続を済ませ、市役所窓口で保険料納付を継続した。納付したことが記録に反映されていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、集金により保険料を納付したと述べているが、当時、申立人が居住していたB市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和42年4月1日に国民年金の強制加入資格を新規に取得していることが確認でき、申立期間①は、未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①の当時、同居していた家族には国民年金に加入している者はおらず、申立人が集金により保険料を納付していたことがわける事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者台帳にも、昭和42年4月1日に強制加入資格を取得し、44年4月13日に資格を喪失していることが記載されており、行政側の資格記録の管理に関し、不自然なところはみられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A市役所で転入届を行った際に、併せて国民年金の手続も行ったと述べているが、A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和48年4月26日付で住所をA市に変更しているものの、当該届出は51年5月17日に行われた旨記載されており、この当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、届出を行った日をもって国民年金の任意加入資格を取得し保険料納付が可能となったものの、申立期間②は、制度上、さかのぼって加入資格を取得することができず、国民年金に未加入であるため、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、国民年金被保険者名簿には、昭和51年5月17日に付加年金保険料も納付することとした旨記載されている上、検認記録欄には、51年4月の欄は収納できないことを示すため斜線が書かれ、同年5月から定額保険料に加え付加保険料も収納したことを示す記号が押印されており、同名簿の記録に不自然なところはみられない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者台帳にも、昭和51年5月17日に任意加入資格を取得していることが記載されている上、51年4月の納付記録欄には「51年4月まで納付不可」と押印されており、市役所の被保険者名簿に記載された内容と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、事業所を退職した後の昭和 56 年 6 月ごろ、結婚を契機に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、隣組の長に納付していた。保険料は母と一緒に納付していたので、私の記録だけが無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オレンジ色の年金手帳を一冊しか交付された記憶が無いとしているところ、その年金手帳には、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として初めて国民年金に加入した旨が記載されており、これは、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録とも符合することから、この第 3 号被保険者の届出が最初の加入手続であると考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 5 月 6 日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人については、国民年金の加入資格をさかのぼって取得することができず、申立期間は、任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

平成元年2月末で前の会社を退職し、4月から次の会社に勤めるまでの1か月が未納とされている。私が国民年金の諸手続を指示し、申立期間の前後は第3号被保険者となり、国民年金加入後も私と同じ納付状況である妻には、申立期間の納付が記録されているのに、私が自分の手続を放置する理由が無いので、申立期間の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間は、平成14年6月に被保険者資格が追加記録された期間であり、申立人は、この時点まで国民年金に加入した形跡が無く、申立期間当時は国民年金に未加入であることから、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間に居住していた住所地の市役所は、被保険者名簿の索引簿に申立人の名前の記載が無く、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡も無いとしている上、社会保険庁のオンライン記録においても、国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無い。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付しているものの、当該期間の保険料は、第3号被保険者から強制加入被保険者に資格の切替手続を行った平成元年11月22日以降に納付することができ、この時点で、申立人は既に厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人の妻は、自身の手続と保険料の納付だけを行ったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から11年12月まで
夫が会社を退職することから、私の第3号被保険者のことが気になり、平成9年、10年又は11年の12月に市役所の出張所へ相談に出向き、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年、10年又は11年の12月に、申立期間の国民年金保険料を市役所で一括納付したと述べているが、9年又は10年の場合は、申立期間に次年度以降の期間が含まれ、制度上、現年度と国民年金保険料額が未定である次年度以降の保険料を一括納付するような納付方法は無く保険料を納付することができない上、11年の場合は、申立期間に過年度の期間が含まれるため、市役所で一括納付することはできず、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の被保険者資格をみると、申立期間当時は、第3号被保険者であったものが、夫が平成10年2月26日に離職していることから、16年6月7日に、強制加入資格に訂正されていることが確認でき、市役所が保管する申立人に係る国民年金保険料の収滞納一覧表にも、申立期間当時は第3号被保険者であることが記録されており、制度上、申立人は国民年金保険料を個人で納付する必要が無い。

さらに、申立期間の加入資格が強制被保険者に資格訂正された平成16年の時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から48年3月まで

私は、昭和39年ごろに軍人恩給が将来に受給できることが分かり、国民年金保険料の納付を停止した。昭和48年4月ごろにA町役場から、国民年金保険料の納付を再開するとともに、納付を停止していた期間の保険料を納付すれば軍人恩給と併せて国民年金を受給できる旨の案内があったため、国民年金に再度加入し納付を再開するとともに、納付を停止していた期間の保険料として約10万円を役場の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろに国民年金に再度加入し、保険料の納付を停止していた8年6か月の期間の国民年金保険料として約10万円を役場の窓口で納付したと主張しているが、保険料を納付したとしている同年4月前後は、国民年金の過去の保険料をすべて納付することができる特例納付の実施期間ではない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管している国民年金被保険者台帳の記録によると、申立人の国民年金の加入状況は、昭和39年10月4日に資格喪失、48年4月1日に再び資格取得となっていることが確認され、申立期間については国民年金の未加入期間となるため、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約10万円を役場窓口で納付したとしているが、この金額は申立期間に実際に納付すべきであった保険料の金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 7 月 27 日まで
昭和 33 年 6 月から、A 社へ入社するまでの間、B 市にあった C 社で正社員として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が全くないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の所在地及びその周辺について具体的な記憶を有しており、また、申立人の記憶する従業員の氏名が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社に係る被保険者名簿では、申立期間当時、申立人と同年代の被保険者を確認することはできない上、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主及び申立期間に在籍していた従業員に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 7 日から 43 年 8 月 4 日まで
② 昭和 43 年 8 月 21 日から 44 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所に調査を依頼したところ、過去の厚生年金保険の加入期間について、昭和 46 年 4 月 23 日に脱退手当金を支給したことになっているとのことだが、それまで脱退手当金という言葉も知らなかった。脱退手当金を支給したとする日は、会社を辞めて2年以上経っている上、それまでに結婚して姓も住所も変わっている。どのようにして支払をされたのか疑問であり納得できない。早く調査して解決していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る最終事業所（申立期間②）の健康保険厚生年金被保険者原票には、昭和 46 年 4 月 15 日に旧姓から新姓に氏名変更の記載があるとともに、その前に勤務した事業所（申立期間①）の同原票にも同年 5 月 10 日に氏名変更の記載があり、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 23 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」が押印されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 56 年 2 月まで

夫の 65 歳からの厚生年金保険の受給に不安があったため、当時の社長の妻である長女が私を 65 歳まで厚生年金保険に加入する手続きをしてくれた。必ず記録が残っていると思うので再度調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社（後にB社に社名変更）は、社会保険事務所の記録によると、昭和 16 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるとともに、法人登記簿から、申立人が取締役であったことは確認できる。

しかし、申立期間の申立人に係る同事業所における勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない上、当時、社会保険関係事務手続きを行っていた事務担当者は既に他界しており、ほかの従業員からも申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の供述を得ることはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の厚生年金保険料を控除されていた記憶も不明確であり、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間前後の健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から平成 13 年 3 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録は、給料明細書の本給のみに基づき、社会保険事務所に納めた保険料によるものである。しかし、実際は添付している給料明細書にあるように支給総額で決定されるものであるため調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 57 年 11 月、61 年 12 月、62 年 1 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月から同年 10 月までの期間の給与明細書で確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、いずれの月も社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を上回っていない。

また、給与明細書を確認できる期間について、給与明細書の支給総額と事業主から社会保険事務所に届出された標準報酬月額は相違しているものの、事業主は、申立期間当時、本給のみを報酬月額として届出を行い、申立人の報酬月額のみを低い額にしたわけでないとしている。

さらに、事業主が保持している昭和 44 年度から 46 年度までの期間、49 年度、53 年度から 55 年度までの期間、57 年度、59 年度、60 年度及び 62 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書によると、事業主より社会保険事務所に届出をされた標準報酬月額は、被保険者原票に記録されている標準報酬月額と一致している。

加えて、申立期間のうち、給与明細書又は被保険者報酬月額決定通知書のいずれも確認できない期間（昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、56 年

4月から57年3月までの期間、58年4月から59年3月までの期間、61年4月から同年11月までの期間、62年2月から同年3月までの期間及び63年4月から平成13年2月までの期間)について、社会保険庁の標準報酬月額に係る記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額は、3万円から20万円へと一度も下がることなく推移している上、同僚の標準報酬月額と比べ、申立人のみが低い標準報酬月額となっていることは確認できず、不自然な点はない。

なお、仮に「実際の報酬月額」に基づく標準報酬月額が「実際に控除された保険料」に基づく標準報酬月額を上回ったとしても、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る保険給付は行わないとしていることから、当該期間については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。